

支払手段の輸出・輸入申告書

2009年マネー・ローンダリング及びテロ資金提供防止法第68節～第71節

本邦への支払手段輸入、本邦からの支払手段輸出、 及び外国から本邦へ向けた支払手段の受領

申告書を作成する必要がある方

2009年マネー・ローンダリング及びテロ資金提供防止法（以下「法」といいます。）第68節から第71節の規定に基づき、以下に該当する人物はこの様式による申告書を作成し、支払手段の輸出入を申告する必要があります。

- ニュージーランド（以下「本邦」といいます。）に携帯輸入する、もしくは本邦から携帯輸出又は別送する支払手段が下記項目に該当する人物
 - 合計金額が **10,000 NZドル**以上（本邦通貨以外の場合は法第7節の規定に基づく）
 - 支払手段の輸出入が法又はその他の法令による許可を受けていない
- 外国から本邦に別送した支払手段を本邦内で受領し且つ下記項目に該当する人物（受取人が輸出者と同一であるかどうかを問わない。）
 - 合計金額が **10,000NZドル**以上（本邦通貨以外の場合は法第7節の規定に基づく）
 - 支払手段の別送が法又はその他の法令による許可を受けていない

申告書を作成する必要がある人物が作成できない場合

申告書を作成する必要がある人物が、未成年者、身体の不自由等の理由のために作成できない場合は、当該人物の代理人又は監護・財産に責任を持つ人物が作成してください。

申告書の提出

支払手段を本邦に携帯輸入する又は本邦から国外に携帯輸出する場合、2009年移民法第103節（ニュージーランド入国者の義務を規定）又は第119節（ニュージーランド出国者の義務を規定）を遵守するとともに、申告書を税関職員に提出しなければなりません。

本邦から外国に支払手段を別送する場合、支払手段が国外に出される以前に申告書を税関に提出しなければなりません。外国から本邦に支払手段を別送する場合、本邦内で支払手段が受領されるより以前又は法第109節の規定に基づき、受領後、可及的速やかに申告書を税関に提出しなければなりません。

（定義）「支払手段」及びその他の用語

法第5節に基づき、「支払手段」とは、現金通貨、持参人譲渡可能証券、もしくはその両方をいいます。

法第5節に基づき、「持参人譲渡可能証券」とは次に掲げるものをいいます。

- 為替手形
- 小切手
- 約束手形
- 無記名債券
- トラベラーズ・チェック
- 郵便為替及びこれに類するもの
- その他、法に基づき法令が指定する証券

申告書における「人物」には、単独法人、法人及び非法人組織が含まれます。

違法行為、罰則、没収、押収

違法行為

法第106節から第112節は、国境を越える支払手段の移動に関する違法行為及び罰則を定めています。違法行為には下記が含まれます。

- 正当な理由なしに、**10,000NZドル（もしくは相当額の外国通貨）**以上の支払手段を、本邦へ輸入したこと又は本邦から輸出したことを申告しなかった、もしくは外国から送付した後に本邦内で受領したことを申告しなかった場合において、当該人物が法第109節の定める法遵守に関する申立てを可及的速やかに行わなかった場合、法第106節及び第107節の規定に基づき違法行為とみなされます。
- 正当な理由なしに、重要な事実に関して故意に虚偽もしくは誤解を招く申告を行った場合、法第110節の規定に基づき違法行為とみなされます。
- 法の下に公権力を行使する又は職務を遂行する税関職員を故意に妨げる、もしくは正当な理由なしにその質問に対して答弁しなかった場合、法第111節の規定に基づき違法行為とみなされます。

罰則

法第112節の規定に従い、以上の違法行為を行った人物には次の罰則が科されます。

- 違法行為者が個人の場合、3ヶ月以下の禁固刑又は10,000NZドル以下の罰金刑が科されるか、併科されます。
- 違法行為者が法人の場合、50,000NZドル以下の罰金刑が科されます。

没収・押収

支払手段について虚偽もしくは誤解を招く申告を行う又は申告を怠った場合、当該支払手段は没収もしくは押収されることがあります。これは法に違反する支払手段の移動が、2018年税関・内国消費税法が定める輸出入禁止規定に抵触するためです。



FTRID.

POLICE REF NO.:

ローマ字活字体大文字で記入して下さい。

PART A 申告者詳細

1. あなたは（申告者自身は）下記の行為を行いますか。（該当欄にチェックしてください。）

- ・ 10,000NZ ドル（もしくは相当額外貨）以上の支払手段をニュージーランドに輸入しますか。
- ・ 10,000NZ ドル（もしくは相当額外貨）以上の支払手段をニュージーランドから輸出しますか。
- ・ 10,000NZ ドル（もしくは相当額外貨）以上の支払手段をニュージーランド国外から受領しますか。

PART B 申告者に関するその他の詳細（該当箇所に記入して下さい。）

2. 搭乗機名： 船舶名： その他：

3. 旅券番号：

4. 国籍：

5. 姓：

6. 名：

7. 生年月日： 日 月 年 男 女

8. 職業：

9. 降機（船）地名/ 乗機（船）地名：

10. 到着日/出発日：

11. 申告者の本邦内もしくは外国の定住所又は法人所在地（私書箱は不可）

郵便番号：

国名：
（ニュージーランド以外の場合）

電話番号：自宅 勤務先： 携帯：

12. ニュージーランドに居住していますか。 はい いいえ

13. いいえの場合、ニュージーランド滞在中の住所：

郵便番号：

電話番号：自宅 勤務先： 携帯：

PART C 本邦に輸入する又は本邦から輸出する現金通貨、もしくは外国から受領する現金通貨の詳細（輸出入及び受領対象の支払手段が現金通貨でない場合はPart Dへ）

通貨の種類 <small>（例：NZドル、英ポンド、日本円）</small>	現金通貨の合計金額	為替相場	NZドル価格
合計金額（NZドル価格）			

14. 現金通貨の積出地（国名及び地名）又は 仕向地（国名及び地名）

国名： 地名：

15. 資金源：

16. 資金の使用目的：

17. 持参人譲渡可能証券を持っていますか。 はい (Part Dへ)
（持参人譲渡可能証券の定義はPage1に記載されています。） いいえ (Part Eへ)



PART D 本邦に輸入する又は本邦から輸出する持参人譲渡可能証券、もしくは外国から受領する持参人譲渡可能証券の詳細

持参人譲渡可能証券 1	持参人譲渡可能証券 2
為替手形 <input type="checkbox"/>	為替手形 <input type="checkbox"/>
小切手 <input type="checkbox"/>	小切手 <input type="checkbox"/>
約束手形 <input type="checkbox"/>	約束手形 <input type="checkbox"/>
無記名債券 <input type="checkbox"/>	無記名債券 <input type="checkbox"/>
トラベラーズ・チェック <input type="checkbox"/>	トラベラーズ・チェック <input type="checkbox"/>
郵便為替及びこれに類するもの <input type="checkbox"/>	郵便為替もしくはこれに類するもの <input type="checkbox"/>
その他（詳細を記入して下さい。） _____ <input type="checkbox"/>	その他（詳細を記入して下さい。） _____ <input type="checkbox"/>
通貨の種類：	通貨の種類：
持参人譲渡可能証券の合計価格：	持参人譲渡可能証券の合計価格：
振出人：	振出人：
受取人：	受取人：
地名：	地名：
国名：	国名：
資金源：	資金源：
資金の使用目的：	資金の使用目的：
持参人譲渡可能証券の積出地（国名及び地名）又は仕向地（国名及び地名）	持参人譲渡可能証券の積出地（国名及び地名）又は仕向地（国名及び地名）
（3種類以上の持参人譲渡可能証券をお持ちの場合は、別紙を添付して下さい。）	

PART E 輸出/輸入する支払手段は申告者個人のものでしょうか。

はい (Part Hへ) いいえ (Part Fへ)

PART F 申告者に輸出/ 輸入の代理を委託した人物

18. 申告者に輸出/輸入の代理を委託した人物の姓名、法人名又は組織名

19. 輸出/輸入の代理を委託した人物の本邦内もしくは外国の定住所又は法人所在地（私書箱は不可）

国名：

郵便番号：

電話番号： 自宅：

勤務先：

携帯：

20. 当該人物の職業/ 事業/ 主要活動

（該当者が複数名いる場合は、別紙を添付してください。）

PART G 輸出/輸入する支払手段が申告者個人のものではない場合の支払手段受取人

21. 輸出/輸入される支払手段を受取る人物の姓名、法人名又は組織名

22. 輸出/輸入される支払手段を受取る人物の本邦内もしくは外国の定住所又は法人所在地（私書箱は不可）

国名：

郵便番号：

電話番号：自宅：

勤務先：

携帯：

23. 当該人物の職業/ 事業/ 主要活動

（該当者が複数名いる場合は、別紙を添付してください。）



PART H 申告書作成者による宣誓と署名

24. 申告書に記入した情報は私の知りうる限り正確であり、事実と相違ないことをここに宣言します。

署名 : 日付 : (日) (月) (年)

25. 申告書を作成する必要がある人物が自身で作成できず、当該人物の代理人が作成した場合、以下各欄に記入して下さい。

代理人の姓名 : 代理人の職業 :

26. 代理人の本邦内もしくは外国の定住所又は法人所在地 (私書箱は不可)

27. 代理記入の理由 (例 : 申告者の年齢、障害)

28. 申告者に対する代理人の立場 (例 : 代理業者、法定代理人、被雇用者、後見人、保護者、資産管理者)

申告書に記載された情報の利用及び提供

申告書を受理した税関職員は法第 71 節第 1 款の規定に従い申告書を警視総監に送付します。法第 139 節の定めるところにより、ニュージーランド関税局は、法第 5 節に掲げる各法令の執行のため、法の下に収集した情報 (個人情報を除く) を関係行政機関に開示することが許可されています。情報の授受は、関係行政機関が正当な理由を有している場合に限り行われます。

申告書の写しを希望する申告者は次の住所までご連絡下さい。 Commissioner of Police, Police National Headquarters, Financial Intelligence Unit (FIU), PO Box 3017, Wellington.

税関記入欄 CUSTOMS USE ONLY		
Name, date of birth, and passport verified:	Yes <input type="checkbox"/>	No <input type="checkbox"/>
Voluntary Disclosure:	Yes <input type="checkbox"/>	No <input type="checkbox"/>
Physical Currency Value Verified:	Yes <input type="checkbox"/>	No <input type="checkbox"/>
BNI Value Verified:	Yes <input type="checkbox"/>	No <input type="checkbox"/>
Officer:		
Port:		
CusMod Report No.:		
Date of Report:	(Day)	(Month) (Year)
Forward completed report to: Commissioner of Police, Police National Headquarters, Financial Intelligence Unit (FIU), PO Box 3017, Wellington		